

2022年度
電源Ⅱ需給バランス調整力募集要綱



2022年9月
四国電力送配電株式会社

目 次

第1章	はじめに		1
第2章	注意事項		2
第3章	用語の定義		5
第4章	募集スケジュール		1 2
第5章	募集概要		1 3
第6章	契約申込み方法		1 9
第7章	契約条件		2 1
第8章	その他		2 6

第1章 はじめに

1. 2016年4月以降の電気事業におけるライセンス制（2022年4月より開始された特定卸供給事業（アグリゲータ）制度を含みます。）導入に伴い、各事業者がそれぞれに課された責務を履行していくことが求められます。

2. 四国電力送配電株式会社（以下「当社」といいます。）は、一般送配電事業者としての役割を果たすために、2023年度の実需給断面で需給バランス調整を実施するための調整力を確保するため、一般送配電事業者からオンライン指令（簡易指令システム（取引規程（需給調整市場）の通信設備に関する要件を満たすもの）を用いたものを含みます。）で調整ができる電源等の調整力（以下「電源Ⅱ需給バランス調整力」といいます。）を募集します。

※ 簡易指令システムを用いたオンラインについては、準備が整い次第、適用可能とするものといたします。なお、簡易指令システムにて応札される場合については、上げ調整のみでの申込みとなります。

簡易指令システムを用いたオンラインにより、電源Ⅱ需給バランス調整力に参加をご予定の場合は当社までお問い合わせください。

3. 本要綱では、当社の募集する電源Ⅱ需給バランス調整力が満たすべき条件、契約申込み方法等について説明します。

契約後の権利義務関係等については、募集にあわせて公表する電源Ⅱ需給バランス調整力標準契約書を併せて参照してください。

4. 契約希望者は、本要綱に記載の作成方法のとおり、契約申込書を作成してください。

第2章 注意事項

1. 一般注意事項

- (1) 当社は、本要綱に定める募集条件等にもとづき、安定的に継続して電源Ⅱ需給バランス調整力を供給できる事業者を募集します。
- (2) 契約希望者は、契約申込書を作成する際には、本要綱に記載の作成方法に準拠して、不備や遺漏等がないよう十分注意のうえ、読みやすく分かりやすいものを作成してください。
- (3) 契約希望者は、本要綱に定める諸条件および募集にあわせて公表する電源Ⅱ需給バランス調整力標準契約書の内容を全て了解のうえ、当社に契約申込書を提出してください。
- (4) 契約電源等が発電設備である場合、当社との間で当社託送供給等約款にもとづく発電量調整供給契約（発電量調整供給契約者と電源Ⅱ需給バランス調整力契約者とが同一であることは求めません。）が締結されていることが必要です。一方、契約電源等が DR を活用したものである場合、当社との間で当社託送供給等約款にもとづく接続供給契約（接続供給契約者と電源Ⅱ需給バランス調整力契約者とが同一であることは求めません。）が締結されていることが必要です。
- (5) 落札者は、需給バランス調整力の提供に必要となる電気事業法および関連法令に定める届出等の手続きを実施し、提供期間の始期までに事業開始可能な状態としていただきます。
- (6) 本要綱にもとづく電源Ⅱ需給バランス調整力契約は、全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。
- (7) 契約希望者が契約申込書に記載する会社名には、正式名称を使用してください。契約希望者の事業主体は、日本国において法人格を有するものとします。
また、ジョイント・ベンチャー等のグループであることも可能です。この場合には、グループ各社が日本国において法人格を有するものとし、契約申込書において参加企業全ての会社名および所在地を明らかにするとともに、当社との窓口となる代表企業を明示していただきます。なお、全参加企業が連帯してプロジェクトの全責任を負うものとします。
以下のいずれかに該当する関係にある者らによる複数の応札は認めないものいたします。当該関係にある者らが応札を希望する場合は、そのうちの一のみによる応札またはジョイント・ベンチャー等としての応札としてください。

a 資本関係

- (a) 会社法第2条第4号の2に規定する親会社等と会社法第2条第3号の2に規定する子会社等の関係にある場合
- (b) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

b 人的関係

- (a) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社もしくは合同会社をいいます。）の業務を執行する社員、組合の理事またはこれらに準ずる者をいいます。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項または会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」といいます。）を現に兼ねている場合
- (c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

c その他、上記 a または b と同視しうる関係

- (8) 当社または契約者が第三者と合併、会社分割または電源Ⅱ需給バランス調整力契約に関係のある部分を第三者へ譲渡するときは、あらかじめ相手方の承認を受けるものとします。なお、電源Ⅱ需給バランス調整力契約承継の詳細な取扱いについては、募集にあわせて公表する電源Ⅱ需給バランス調整力標準契約書を参照してください。
- (9) 契約申込みに伴って発生する諸費用（本契約申込みに係る費用、契約申込書作成に要する費用、電源Ⅱ需給バランス調整力契約の交渉に要する費用等）は、全て契約希望者で負担していただきます。
- (10) 契約申込書は日本語で作成してください。また、契約申込書で使用する通貨については円貨を使用してください。添付する書類等も全て日本語が正式なものとなります。レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文を提出するとともに和訳を正式な書面として提出してください。
- (11) 契約申込書提出後は、契約申込書の内容を変更することはできません。ページの差替え、補足説明資料の追加等も認められません。ただし、当社が提出を求めた場合については除きます。
- (12) 契約希望者は2023年10月以降、インボイス制度が導入されるため、適格請求書発行事業者の登録が必要となります。

2. 守秘義務

契約希望者および当社は、契約に関わる協議等を通じて知り得た相手方の機密を、相手方の了解を得ることなく、第三者に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。

ただし、当社は電気事業法およびその他法令にもとづく監督官庁等の報告要請があった場合、必要最小限の範囲で監督官庁へ入札情報の一部を提供できるものとします。

3. 問合せ先

本要綱の内容に関し、個別の質問がある場合は、下記のお問い合わせ先より受け付けます。お問合せにあたっては、はじめに「電源Ⅱ需給バランス調整力募集要綱に対する意見」と記入したうえで、ご意見・お問い合わせを記入ください。

当社お問い合わせ先（メールアドレス）：aps-koubo-shikoku@yonden.co.jp

第3章 用語の定義

1. 電源等分類

(1) 周波数調整力

需要ピーク時における供給力不足等に活用できる調整力のうち、周波数制御機能を提供することを必須とし、周波数制御ならびに需給バランス調整に活用される調整力をいいます。

(2) 需給バランス調整力

需要ピーク時における供給力不足等に活用できる調整力のうち、専ら需給バランス調整に活用される調整力をいいます。

(3) 電源Ⅰ

当社が常時確保する電源等をいいます。(このうち、周波数制御機能を提供することを必須とするものを電源Ⅰ - a、周波数制御機能を提供することを必須としないものを電源Ⅰ - bと区分します。)

(4) 電源Ⅰ 周波数調整力

電源Ⅰ - aの調整によって得られる調整力をいいます。

(5) 電源Ⅰ 需給バランス調整力

電源Ⅰ - bの調整によって得られる調整力をいいます。

(6) 電源Ⅰ' 厳気象対応調整力

当社があらかじめ確保するオンライン指令（ただし、簡易指令システム（取引規程（需給調整市場）の通信設備に関する要件を満たすもの）を用いたものを含みます。）で電力の供出ができる電源等とします。なお、厳気象時等の需給対応を主な目的として募集するため、周波数制御機能の具備は必須としないものとします。

(7) 電源Ⅱ

小売電気事業者の供給力等と一般送配電事業者の調整力の相乗りとなる電源等をいいます。ゲートクローズ（発電事業者および小売電気事業者による発電計画等の提出締め切り（実受給の開始時刻の1時間前）のことをいいます。）以降余力がある場合に当社が周波数制御・需給バランス調整のために利用することが可能なものをいいます。(このうち、周波数制御機能を提供することを必須とするものを電源Ⅱ - a、周波数制御機能を提供することを必須とせず、需給バランス調整に活用するものを電源Ⅱ - bと区分します。)

(8) 電源Ⅱ周波数調整力

電源Ⅱ - a の調整によって得られる調整力をいいます。

(9) 電源Ⅱ需給バランス調整力

電源Ⅱ - b の調整によって得られる調整力をいいます。

(10) 電源Ⅱ' 低速需給バランス調整力

オンライン指令（ただし、簡易指令システム（取引規程（需給調整市場）の通信設備に関する要件を満たすもの）を用いたものを含みます。）で上げまたは下げ調整できる電源等（周波数制御機能の当社への提供を期待されないもの）の調整によって得られる調整力をいいます。

(11) DR（ディマンドリスポンス）

本要綱においては、需給バランス調整のために、需要家側で電力の使用を抑制、もしくは増加することをいいます。（Demand Response の略）

(12) ネガワット

本要綱においては、需要家の需要抑制等による順潮流（一般送配電事業者が運用する電力系統から需要家の構内側へ向かう電力の流れ）の減少のことをいいます。

(13) ポジワット

本要綱においては、発電設備の増出力による逆潮流（発電設備等の設置者の構内から一般送配電事業者が運用する電力系統側へ向かう電力の流れ）の増加のことをいいます。

(14) アグリゲーション

本要綱においては、複数の需要家の需要抑制または発電設備の増出力を束ねることをいいます。

(15) アグリゲータ

単独または複数の DR を実施できるネガワットまたはポジワットをアグリゲーションし、それらに対する負荷制御（増または減）量・期間等を指令し、制御を実行させることにより、総計として、当社の指令に応じ、本要綱に定める要件を満たす需給バランス調整を実現する事業者（その事業者が調整力提供に当たって使用する設備を含みます。）をいいます。なお、需要家自らがアグリゲータとなることも可能です。

(16) 調整電源

電源Ⅰ、Ⅰ' など一般送配電事業者と調整力に関する契約を締結し、一般送配電事業者がオンライン指令（ただし、簡易指令システム（取引規程（需給調整市場）の通信設備に関する要件を満たすもの）を用いたものを含みます。）で出力調整できる電源等のことをいいます。

(17) 非調整電源

電源Ⅲなど調整電源に該当しない電源等のことをいいます。

(18) 発電バランシンググループ（発電 BG）

単独または複数の発電所を保有する発電者の集まりで組成されるグループのことで、インバランス算定の単位となります。なお、電源Ⅰ' 廠気象対応調整力として供出する場合は、対象発電機（発電所）毎に単独の発電バランシンググループを設定する必要があります。

2. 契約・料金関連

(1) 電源Ⅰ 需給バランス調整力契約電力

電源Ⅰ 需給バランス調整力として契約する電源等との契約 kW で、原則として常時、当社の指令に従い運転継続時間にわたって供出可能な出力をいいます。なお、DR を活用した応札者の場合、当社託送供給等約款における損失率を考慮したものとしします。

(2) 電源Ⅱ 需給バランス調整力契約

当社が需給バランス調整のために調整力として活用することを目的とし、オンライン指令（簡易指令システム（取引規程（需給調整市場）の通信設備に関する要件を満たすもの）を利用したものを含みます。）で調整できる電源等（ただし、周波数制御機能を当社に提供することを必須としないもの）を対象に、当社の指令に従った調整力の提供とその対価としての従量料金の支払いについて締結する契約をいいます。

(3) 基本料金

契約電源等が、契約期間において、契約 kW を供出するために必要な費用への対価をいいます。本要綱にもとづく契約においては設定しません。

ただし、後述するブラックスタート機能を提供する電源等に関しては、当社と契約者との間で、その機能提供・対価支払いについて合意した場合、協議し設定するものとしします。

(4) 従量料金

当社指令により、電源Ⅰおよび電源Ⅱが起動並列・運転することにより kWh を供出するために必要な費用への対価をいいます。

(5) 申出単価

従量料金を算定する際に利用する単価をいいます。燃料費等の情勢を反映するため、需給調整市場システムに毎週登録していただきます。当社指令の種類に準じて、上げ調整単価 (V1)、下げ調整単価 (V2)、起動単価 (V3)、その他単価 (V4) の 4 つの単価があります。

(6) 上げ調整単価 (V1)

当社が契約電源等に対して、出力増指令したことにより増加した電気の電力量に乗じて支払う 1 kWh あたりの単価をいいます。

(7) 下げ調整単価 (V2)

当社が契約電源等に対して、出力減指令したことにより減少した電気の電力量に乗じて受け取る 1 kWh あたりの単価をいいます。

(8) 起動単価 (V3)

当社が契約電源等に対して指令したことにより、追加で電源等を停止状態から、系統並列させた（以下、「起動」といいます。）または計画していた起動を回避した回数に応じて、それぞれ必要または不要となった起動費用の単価をいいます。

ただし、契約電源等が、DR を活用したものである場合には、当該費用について考慮しません。

(9) その他単価 (V4)

需給ひっ迫等非常時に、当社が契約電源等に対して、定格出力以上の出力指令をした場合等、V1～V3 で設定できない事由に適用する単価をいいます。（本要綱に定める契約時に個別に設定します。）

ただし、契約電源等が、DR を活用したものである場合には、当該費用について考慮しません。

(10) 需給調整市場システム

需給調整市場において Δ kW（一般送配電事業者が、調整電源を調達した量で調整できる状態で確保し、必要なときに指令できる権利）を取引するためのシステムをいいます。

3. 需給関連

(1) H3 需要

ある月における毎日の最大電力（正時から次の正時までの 1 時間平均）を上位から 3 日を取り、平均したものをいいます。

（２）広域的な需給バランス調整

各一般送配電事業者が算出しているエリアの予備率ではなく、地域間連系線の混雑がない範囲の広域的な予備率を踏まえた需給バランスの調整のことをいいます。

（３）高負荷期

電気の使用量（需要）が大きくなる時期をいいます。本要綱では７月１６日～９月１５日をいいます。

（４）需給ひっ迫

想定される需要に対して、供給力が不足する状態のことをいいます。

４．発電等機能関連

（１）ブラックスタート

当社の供給区域において広範囲な停電が発生した場合、電力系統からの電力供給を受けずに発電機の起動が可能な機能を活用して発電機の起動を行なうことをいいます。

（２）専用線オンライン指令

当社が需給バランス調整を行なうため、当社中央給電指令所から、専用線を用いた通信伝送ルートを通じて、直接的に、需給バランス調整機能を具備した電源等へ運転（出力増減）を指令することをいいます。なお、中央給電指令所～契約電源等間の通信設備等が必要となります。

また、本要綱における当社からの指令は、当社中央給電指令所からの指令のことをいいます。

なお、本要綱においては、別途指定する、「簡易指令システム（取引規程（需給調整市場）の通信設備に関する要件を満たすもの）」における指令についても、専用線オンライン指令に準じて取扱うことができることとし、”オンライン指令（簡易指令システム（取引規程（需給調整市場）の通信設備に関する要件を満たすもの）を利用したものを含みます。）”と表記します。

※簡易指令システムを用いたオンラインについては、準備が整い次第、適用可能とするものといたします。なお、簡易指令システムにて応札される場合については、上げ調整のみでの申込みとなります。

簡易指令システムを用いたオンラインにより電源Ⅱ需給バランス調整力に参加をご予定の場合は当社までお問い合わせください。

（３）ポンプアップ（揚水運転）

揚水発電所において、発電電動機を用い、水車（タービン）をポンプとして利用して、下池から上池へ水を汲み上げることをいいます。

(4) 系統連系技術要件

当社が維持・運用する電力系統に接続する電源に求める技術的な要件をいいます。

(5) 需給バランス調整機能

電源等が接続する電力系統の需給バランス調整を目的に、出力を増減させるために必要な機能をいいます。

(6) ガバナフリー運転

電源等の回転速度を負荷の変動のいかんにかかわらず、一定の回転速度を保つように、動力である蒸気および水量を自動的に調整する装置である調速機(ガバナ)により、系統周波数の変化に追従して出力を増減させる運転をいいます。

(7) LFC

定常時における電力系統の周波数および連系線の電力潮流を規定値に維持するため、負荷変動に起因する周波数変化量や連系線電力変化量などを検出し、電源等の出力を自動制御することをいいます。(Load Frequency Control の略, AFC (Automatic Frequency Control の略) と同義)

(8) EDC

電力系統の安定かつ合理的運用を目的に、各電源等に最も経済的になるよう負荷配分を行なう制御をいいます。(Economic Load Dispatching Control の略, ELD (Economic Load Dispatching の略) と同義)

(9) DSS

需給運用の一環として、1日の間に起動・停止を行なうことをいいます。(Daily Start up and Shut down もしくは Daily Start Stop の略)

(10) DPC

当社から電源等に対して運転基準出力を指令し、電源等の出力を制御することをいいます。(Dispatching Power Control の略, OTM (Order Telemeter の略) と同義)

(11) OP 運転

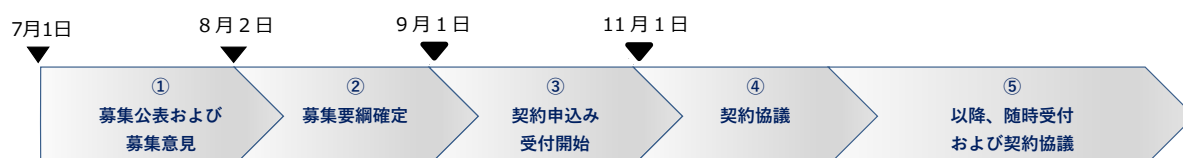
契約者と事前に合意のうえ、定格出力を超えて発電することをいいます。(Over Power の略)

(12) 調整力ベースライン

託送供給等約款，エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン（資源エネルギー庁策定）における標準ベースライン等，DR を実施する際，その出力増減幅の基準となる負荷消費電力または一定期間の負荷消費電力量に属地 TS0 の託送供給等約款における損失率を考慮したものをいいます。

第4章 募集スケジュール

1. 2022 年度における調整力の募集の公表から、申込者との電源Ⅱ需給バランス調整力契約締結までのスケジュールは以下のとおりです。ただし、やむを得ない事由によりスケジュールが変更となる場合もあります。



日程	ステップ	説 明
7/1～ 8/1	①募集の公表および 募集要綱案への意見 募集（RFC）	当社は、調整力を調達するための「電源Ⅱ需給 バランス調整力募集要綱案」を策定し、募集内 容を公表するとともに、要綱案の仕様等につい て、意見募集を行ないます。 契約希望者で、電源Ⅱ需給バランス調整力募集 要綱案を参照のうえ、各項目に対する意見があ る場合は、理由と併せて意見募集期間中にお問 い合わせ先に意見を提出してください。
8/2～ 8/31	②募集要綱の確定	当社は、意見募集でいただいた意見や関係機関 の検討状況等を反映した「電源Ⅱ需給バランス 調整力募集要綱」を制定します。
9/1～ 10/31	③契約申込みの受付 開始	当社は、電源Ⅱ需給バランス調整力契約の契約 申込みの受付を開始します。
11/1～	④契約協議 ⑤以降、随時受付および 契約協議	当社は、契約希望者と電源Ⅱ需給バランス調整 力契約に関わる協議を開始し、契約します。 また、本契約の申込みは随時受け付けします。

第5章 募集概要

1. 募集内容および電源Ⅱ需給バランス調整力が満たすべき要件は以下のとおりです。

(1) 募集容量

募集容量は設けておりません。(契約申込みを受付けた電源等のうち、本要綱で規定する要件を満たす電源等全てと契約協議を行ないます。)

(2) 電源Ⅱ需給バランス調整力提供期間

a 電源Ⅱ需給バランス調整力提供期間は、2023年4月1日から2024年3月31日までの1年間とします。

b 以下に示す事情等により、2023年4月1日以降に契約する場合の提供期間は、契約者との協議にもとづき、契約日から当該年度末（3月31日）までとします。

(a) 2023年3月31日までに契約協議が完了しない場合

(b) 契約希望者が新たに特定卸供給事業を開始するにあたって、電気事業法および関連法令に定める届出等の手続きを実施し、事業開始可能な状態となる日が2023年4月1日以降となる場合

(3) 対象電源等

a 当社の系統に連系する電源等（連系線を経由して当社系統に接続するものを除く）で、当社からオンライン指令（簡易指令システム（取引規程（需給調整市場）の通信設備に関する要件を満たすもの）を用いたものを含みます。）で出力調整可能な電源等といたします。

b 契約申込み時点で営業運転を開始していない電源等、および当社とオンライン指令信号（簡易指令システム（取引規程（需給調整市場）の通信設備に関する要件を満たすもの）を用いたものを含みます。）の送受信を開始していない電源等の場合、電源Ⅱ需給バランス調整力契約の契約期間開始日までに電源等の試運転や必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。また、電源Ⅱ需給バランス調整力契約において、計量器の取り付け・取り替え等の工事が必要な場合、契約期間開始日までに必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。なお、営業運転開始日が遅延する場合は、契約期間の見直しの対象となる場合がございますので、別途協議させていただきます。

(4) 契約単位

a 発電設備を活用した契約を希望される場合は、原則として、発電機単位といたしますので、契約に際して、計量器の設置・取り替えが必要になる場合があ

ります。計量器の設置・取り替えに係る費用は、契約希望者の負担となります。

- b 契約希望者が計量単位の集約を希望される場合は、別途協議いたします。
- c DR を活用した契約を希望される場合は、当社託送供給等約款にもとづく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定ならびに当社からのオンライン指令（簡易指令システム（取引規程（需給調整市場）の通信設備に関する要件を満たすもの）を用いたものを含みます。）にもとづく調整力ベースラインからの出力増減値を特定できることを前提とし、本要綱のみにもとづく計量器の設置・取り替えは不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況（計量器の種類（例えば 30 分計量の可否等）・設置形態等）を踏まえ、別途協議いたします。

（５）出力調整幅

- a 当社からの供出指令に対して 15 分以内に調整可能な出力は指令方法毎に以下のとおりであることが必要です。
 - ・専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）5,000kW 以上
 - ・簡易指令システム（取引規程（需給調整市場）の通信設備に関する要件を満たすもの）を利用したオンライン 1,000kW 以上
- b 最低申込量は、専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）での契約申込みの場合は、5,000kW（1 kW 単位）となります。簡易指令システム（取引規程（需給調整市場）の通信設備に関する要件を満たすもの）を利用したオンラインでの契約申込みの場合は、1,000kW（1 kW 単位）となります。

2. 当社からのオンライン指令（簡易指令システム（取引規程（需給調整市場）の通信設備に関する要件を満たすもの）を用いたものを含みます。）で制御可能とするために必要な設備要件は、原則として、以下のとおりです。

（１）設備要件

a 需給バランス調整機能

契約申込みしていただく電源等については、需給バランス調整のため、以下の機能を具備していただきます。

（a）DPC（運転基準出力制御機能）

当社中央給電指令所からの出力指令に、電源等出力を追従させる機能。

b 需給バランス調整機能の詳細

具体的な電源等に求める性能は以下のとおりです。ただし、系統の電源構成の状況等、必要に応じて別途協議を行なうことがあります。また、設備要件を満たさない場合も申込み可能です。

	GT および GTCC 火力	その他火力
DPC 変化速度※ ¹	5 %/分以上 (定格出力基準)	1 %/分以上 (定格出力基準)
最低出力※ ²	50%以下 DSS 機能具備※ ³	30%以下

※1 定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安全運転により上記条件を満たせない場合は、別途協議いたします。

※2 気化ガス (boil off gas) 処理などにより最低出力を満たせない場合には、別途協議いたします。

※3 発電設備を用いて契約を希望する場合、DSS 運転は、発電機解列～並列まで8時間以内で可能なこととします。

火力発電設備以外においては、火力発電設備と同等程度の機能を有していただくものとし、必要に応じて別途協議を行なうことといたします。

c 信号

契約申込みしていただく電源等については、需給バランス調整機能に必要な信号を受信する機能および必要な信号を送信する機能を具備していただきます。

当該機能については、電力制御システムに該当するため、情報セキュリティ対策として「電力制御システムセキュリティガイドライン」(改定の際には速やかに最新版を参照および最新版に準拠していただくものとします)へ準ずる必要があります。加えて、当社の電力制御システムに接続することになるため、原則として当社が定めるセキュリティ要件に従っていただきます。

(a) 専用線オンライン(簡易指令システムを用いたものを除きます。)での契約申込みの場合

ア 受信信号

- (ア) DPC 指令値
- (イ) DPC 運転指令
- (ウ) 運転可能出力帯(バンド) 指令

イ 送信信号

- (ア) 現在出力

- (イ) DPC 使用/除外
- (ウ) 運転可能出力帯（バンド）状態

(b) 簡易指令システムを利用したオンラインでの契約申込みの場合

ア 受信信号

- (ア) 運転指令および出力指令または出力変化量指令

イ 送信信号

- (ア) 現在出力または供出可能量
- (イ) 需給バランス調整機能故障

なお、当該機能について、契約者は電力システムのセキュリティ設計に準拠、連携した対策が必要となるため、経済産業省および独立行政法人情報処理推進機構[IPA]が定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン」のセキュリティ要件に準拠した対策が必要となります（改定の際には速やかに最新版を参照および最新版に準拠いただくものといたします。）。

通信仕様については、OpenADR 2.0b に準拠いたします。

OpenADR 2.0 Profile Specification B Profile (Rev1.0) およびディマンドリスpons・インタフェース仕様書第 1.1 版を参照してください。ただし、「簡易指令システム」において、電力系統への影響軽減の観点から、同一の伝送媒体および送受信装置に接続する契約設備から供出される電力の合計が 100 万 kW 以下になるように（複数の伝送媒体および送受信装置に分割する等）していただく必要があります。

3. 電源Ⅱ需給バランス調整力が満たすべき運用要件等は、原則として、以下のとおりとします。

(1) 運用要件

- a 当社の求めに応じて契約電源等の発電等計画値（DR を活用した契約者の場合は、需要家毎の内訳を含む）や発電等可能電力、発電等可能電力量、その他運用制約等を提出していただきます。
- b ゲートクローズ後、当社が調整力の提供を求めた場合は、特別な事情がある場合を除いて、これに応じていただきます。
- c また、当社が調整力を必要とする場合は、ゲートクローズ前であっても、特別な事情がある場合を除いて、並解列等の指令に従っていただきます。なお、この場合も、当社託送供給等約款にもとづき提出される、発電バランシンググループの発電計画値に織り込む必要はありません。
- d 作業等により契約電源（発電設備を活用した電源等に限る）の出力抑制が必

要となった場合は、すみやかに発電計画値を制約に応じたものに変更していただきます。

- e トラブル等，不具合の発生時には，すみやかに当社へ連絡のうえ，遅滞なく復旧できるよう努めていただきます。

(2) その他

a 技術的信頼性

- (a) 契約申込みしていただく電源等については，発電事業者であれば発電実績を有すること，DR 事業者であれば DR 実績（DR 実証試験による実績を含む）を有すること，またはそれぞれの実績を有する者の技術支援等により，電源Ⅱ需給バランス調整力の供出を継続的に行なううえでの技術的信頼性を確保することとしていただきます。

- (b) 設備要件，運用要件を満たしていることを確認するために，当社から以下の対応を求めた場合は，その求めに応じていただきます。

- ア 発電機等の試験成績書の写し等，電源等の性能を証明する書類等の提出

- イ 当社からのオンライン指令（簡易指令システム（取引規程（需給調整市場）の通信設備に関する要件を満たすもの）を用いたものを含みます。）による性能確認試験の実施

- ウ 現地調査および現地試験

- エ その他，当社が必要と考える対応

- (c) 電源Ⅱ需給バランス調整力提供期間において，定期点検の結果等により，契約電源等の機能等に変更があった場合は，適宜，当社に連絡していただきます。

b 電源等が準拠すべき基準

契約申込みしていただく電源等については，電気事業法，計量法，環境関連諸法令等，発電事業に関連する諸法令等を遵守していただきます。

- c 電力量不足に起因する需給ひっ迫への対応（燃料制約等を超過した調整力の提供）に伴う協力依頼について

電力量不足による需給ひっ迫が発生し，電源Ⅰが不足する場合や，電源Ⅱの余力が減少して十分なポンプアップができず，電源Ⅰ契約を締結している揚水発電所の貯水量が不足する場合等において，契約者が設定した燃料制約等を超過して調整力を提供することについて，また，今後の広域機関等の検討結果を踏まえ，その他電力量不足に起因する需給ひっ迫への対応としての調整力供出等について，協議させていただくことがあります。

なお，この場合の詳細条件（超過範囲，時期等）については，事前に契約者と当社との間で協議により決定いたします。

4. アグリゲータが電源Ⅱ需給バランス調整力契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

(1) アグリゲータが当社指令に応じて電源Ⅱ需給バランス調整力を提供すること。

(2) アグリゲータが供出する電源Ⅱ需給バランス調整力が専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）の場合 5,000kW 以上、簡易指令システム（取引規程（需給調整市場）の通信設備に関する要件を満たすもの）を利用したオンラインの場合 1,000kW 以上であり、かつ、アグリゲータが複数の需要家を束ねて電源Ⅱ需給バランス調整力を供出するときは、需要家ごとの調整量が 1 kW 以上であって、次のいずれにも該当すること。

a 需要家に対して、次の（a）および（b）の事項を定めた電源Ⅱ需給バランス調整力供出計画を適時に策定し、当該計画に従って適切な発電等出力増減の指示を適時に出すことができること。

(a) 発電等出力増減の量

(b) 発電等出力増減の実施頻度および時期

b 調整力の安定かつ適正な供出を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。

c 需要家の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること。

d 需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が供給力を確保するよう、当該小売電気事業者等とアグリゲータとの間で、適切な契約がなされていること。

(3) 需要家に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。

(4) 電源Ⅱ需給バランス調整力の算定上、需要場所が当社託送供給等約款 29（計量）（3）（技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情があつて、計量器を取り付けない事業者等）に該当しないこと。

(5) アグリゲータが、需要家に当社託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要家が当該約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

第6章 契約申込み方法

1. 契約希望者は、以下のとおり、契約申込書を募集期間内に2部（本書1部、写し1部）提出してください。提出された契約申込書（写し含む）は返却しませんので、あらかじめ了承願います。

なお、契約申込書類および印鑑証明書は電子データでの提出は認められませんが、（1）a（j）供出設備に関する情報がわかる書類（添付書類）について、例えば地点数が多い案件などで添付書類が膨大となる場合は、契約申込前に当社へ事前相談の上当社が認めた場合のみ、電子データでの提出を可能とします。

（1）契約申込書の提出

a 提出書類

契約申込書類（様式1～8）および添付書類

契約申込書の概要は以下のとおりです。

- （a）契約申込書（様式1）
- （b）契約者の概要（様式2）
- （c）電源等の仕様（様式3－1，3－2，3－3）
- （d）周波数制御・需給バランス調整機能（様式4）
- （e）電源等の主要運用値・起動停止条件（様式5－1，5－2，5－3）
- （f）電源等の運転実績について（様式6）
- （g）運用条件に関わる事項（様式7）
- （h）従量料金の設定に関わる事項（様式8）
- （i）契約申込書に押捺した印章の印鑑証明書
- （j）供出設備に関する情報がわかる書類（添付書類）

※供出設備に関する情報がわかる書類の詳細については契約申込書様式3－1，3－2，3－3をご確認ください。

※契約申込書および添付書類において使用する言語は日本語、通貨は日本円とさせていただきます。

b 提出方法

提出書類は部単位にまとめ、一式を持参してください。

c 提出場所

高松市丸の内2番5号

四国電力送配電株式会社 系統運用部 給電グループ

d 募集期間

2022年9月1日（木）～

※10月31日を一次締切として設定しますので、契約希望者は、本要綱に記載のとおり契約申込書を作成し、10月31日までに提出してください。

- （a）受付時間は、土・日・祝日を除く平日の10時～12時および13時～16

時とさせていただきます。

- (b) 提出手続きを円滑に進めるため、お手数をおかけいたしますが、ご提出の際には事前に当社までご連絡をお願いします。

<連絡先>

四国電力送配電株式会社 系統運用部 給電グループ

電話：(087) 802-6350 (代表回線)

e 申込みを無効とするもの

- (a) 記名押印のないもの

- (b) 提出書類に不備または虚偽の内容があったもの

2. 郵送で応札する場合、以下の点に留意の上、第6章1.(1)cに記載の提出場所へ郵送してください。なお、郵送の際は添付書類も含めて郵送してください。一部のみ郵送いただいた入札書は無効とさせていただきます。

- (1) 入札書は封緘、封印をした入札書一式を別の封筒に入れ、郵送してください。

封筒の表面に宛先に加えて「入札書在中」と記載してください。

- (2) 一般書留または簡易書留で郵送してください。

- (3) 郵送で応札する場合であっても事前に当社までご連絡をお願いします。

第7章 契約条件

1. 電源Ⅱ需給バランス調整力契約書における主たる契約条件は、以下のとおりです。

(1) 契約期間

電源Ⅱ需給バランス調整力契約期間は、2023年4月1日から2024年3月31日までの1年間とします。

以下に示す事情等により、2023年4月1日以降に契約する場合の提供期間は、契約者との協議にもとづき、契約日から当該年度末（3月31日）までとします。

(a) 2023年3月31日までに契約協議が完了しない場合

(b) 契約希望者が新たに特定卸供給事業を開始するにあたって、電気事業法および関連法令に定める届出等の手続きを実施し、事業開始可能な状態となる日が2023年4月1日以降となる場合

(2) 基本料金

a 本契約に基本料金の設定はありません。

b ただし、ブラックスタート機能を提供することについて、当社と合意した場合は、その機能維持にかかる費用を当社が負担します。

(3) 従量料金

a 契約者は、契約期間の開始までに、bの単価の登録が期限までに行なわれなかった場合に適用する上げ調整単価、下げ調整単価、起動費（発電設備に限ります。）の単価、その他単価（以下、総称して「初期登録単価」といいます。）およびその算定基準となる火力発電機の熱消費量特性曲線より求めた定数（火力発電機を用いた契約者に限ります。以下、「abc 定数」といいます。）をあらかじめ需給調整市場システムに登録していただきます。初期登録単価に変更が生じた場合は、需給調整市場システムに再登録していただきます（契約設備が需給調整市場における取引に用いられない場合（需給調整市場に関する契約が締結されていない場合）であっても、bの単価含め需給調整市場システムへの登録が必要です。）。

b 契約者は、毎週火曜日 14 時まで、週間単位（当該週の土曜日から翌週金曜日まで）の料金に適用する上げ調整単価、下げ調整単価、起動費（発電設備に限ります。）の単価、その他単価および abc 定数（火力発電機を用いた契約者に限ります。）を、需給調整市場システムに登録（上げ調整単価および下げ調整単価、その他単価の単位は円/kWh とし、銭単位まで、起動費の単価は円単位で、それぞれ登録いただきます。）していただきます。

なお、当該期限までに単価の登録が行なわれなかった場合、初期登録単価を適用することといたします。

また、各単価については、コストを踏まえた設定としてください。

- c bの単価登録以降にbで登録した単価を変更する場合は、約款にもとづく当日計画の提出締め切りまでに行なっていただきます。

ただし、契約設備が電源Ⅰ' 厳気象対応調整力の提供に関する契約が締結されている場合、または需給調整市場における取引に用いられる場合（需給調整市場に関する契約が締結されている場合）の当該変更期限は、当該契約の規定によるものとします。

- d aおよびbの単価登録やcの単価変更をする際は、以下のとおりとしていただきます。

(a)発電機を用いた契約者の場合

最低出力から最大出力までの間において、常に上位の出力帯の単価が下位の出力帯の単価を上回るように登録していただきます。なお、最低出力未満はこの限りではありません。

(b)DRを活用した契約者の場合

常に上位の供出電力帯の単価が下位の供出電力帯の単価を上回るように登録していただきます。

なお、出力帯および供出電力帯は、最下限値0 kWh から登録していただきます（最下限値が0 kWh 以外の場合は、最下限値を0 kWh とみなし料金の算定を行います。）。

- e 当社指令による上げ調整費用（上げ調整量×上げ調整単価）、下げ調整費用（下げ調整量×下げ調整単価）、起動費等に係る料金を調整力提供の翌々月に精算します。

- f 揚水運転を行なうために要した託送料金を調整力提供の翌々月に精算します。

- g DRを活用した契約者の場合、調整量は約款における損失率を考慮したうえで算出いたします。

- h 契約設備が需給調整市場における取引に用いられる場合（需給調整市場に関する契約が締結されている場合）は、a、bおよびcの単価にもとづき、従量料金を需給調整市場における調整電力量料金とあわせて算出し、精算いたします。

なお、下げ代不足に起因する三次調整力②の調達不足への対応として需給調整市場検討小委員会で整理された方法1、方法2による需給調整市場への入札を希望する場合は、通常の前算方法では需給調整市場約定料金と調整力前算の二重前算となることから、別途覚書の締結が必要となりますので、契約協議時に当社まで申し出てください。なお、覚書等の詳細については、個別に協議させていただきます。

第 25 回 需給調整市場検討小委員会 資料 2 (スライド 21)

https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/jukyuchousei/2021/files/jukyu_shijyo_25_02.pdf

※ a および b の単価登録や c の単価変更をする際に需給調整市場システムを使用するため、当該システムを利用するために必要となる機材等を、契約希望者の責任と負担において用意していただきます（当該機材等の購入費用や通信設備の施設に係る費用等、需給調整市場システムの利用に係る費用については、すべて契約希望者の負担といたします。）。

また、単価登録および単価変更をするために必要となる電源等データ等その他の情報についても、あらかじめ需給調整市場システムに登録していただきます。

なお、需給調整市場運営者が定める操作方法に従い操作し、需給調整市場システムを通じて行われた処理について、一切の責任を負っていただきます。需給調整市場システムに関する詳細については、需給調整市場における取引規程等をご確認ください。

i a ～ h に定めない費用について、当社が必要と認めた場合には、別途協議のうえ精算します。

※ (2) (3) について、消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたします。また、契約者の事業税に収入割を含む場合、a, b および c で登録・変更する上げ調整単価および起動費の単価は、あらかじめ需給調整市場システムへ登録した収入割に相当する率から算出される収入割相当額分を控除したものとしてください。料金支払い時に事業税相当額（収入割に相当する金額に限ります。）を加算いたします。

一方、当社が支払いを受ける場合は、料金支払い時に、消費税等相当額ならびに事業税相当額（収入割に相当する金額に限ります。）を加算していただきます。

(4) 計量器

- a 原則として発電機毎に記録型計量器を取り付け、30 分単位で計量を実施します。
- b ただし、発電機毎に計量できない場合は、別途協議により計量値の仕訳を実施します。
- c 送電端での計量ができない場合は、別途協議により、計量値を送電端に補正したうえで調整電力量の算定を行います。

- d 計量器の取り付け・取り替えが必要な場合、計量器は当社が選定し、原則として、当社の所有として当社が取り付け・取り替えし、その工事費の全額を契約者から申し受けるものとします。

ただし、DR を活用した契約を希望される場合は、当社託送供給等約款にもとづく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からのオンライン指令（簡易指令システム（取引規程（需給調整市場）の通信設備に関する要件を満たすもの）を用いたものを含みます。）にもとづく調整力ベースラインからの出力増減値を特定できることを前提とし、本要綱のみにもとづく計量器の設置・取り替えは不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況（計量器の種類（例えば 30 分計量の可否等）・設置形態等）を踏まえ、個別協議させていただきます。

（５）需給運用への参加および運用要件の遵守

- a 契約者は、契約電源等について本要綱第 5 章に定める運用要件および電源Ⅱ需給バランス調整力契約書における運用要件を満たし、特別の事情がある場合を除き、当社の指令に従っていただきます。
- b この特別な事情がある場合とは、①契約者に起因せず、②事前に予定が確認でき、また、③事後的に検証が可能な一定の範囲内とさせていただきます。

（６）契約の解除

- a 契約者または当社が、電源Ⅱ需給バランス調整力契約に定める規定に違反した場合、契約者または当社は違反した相手方に対して、書面をもって電源Ⅱ需給バランス調整力契約の履行を催告するものとします。
- b 前項の催告を行なった後、30 日を経過しても相手方が電源Ⅱ需給バランス調整力契約を履行しなかった場合、契約者または当社は、その相手方の責に帰すべき事由として、電源Ⅱ需給バランス調整力契約を解除することができるものとします。
- c 契約の解除によって損害が発生する場合、その責めに帰すべきものは相手方に対し、損害賠償の責を負うことといたします。
- d 契約者または当社が、電源Ⅱ需給バランス調整力契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、または次の項目に該当する場合、契約者または当社は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、電源Ⅱ需給バランス調整力契約を解除することができます。
- （a）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合
 - （b）強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合
 - （c）手形交換所から取引停止処分を受けた場合

(d) 公租公課の滞納処分を受けた場合

- e 契約者が提供期間の始期までに、調整力の提供に必要となる電気事業法および関連法令に定める届出等の事業開始手続きが、完了しないことが明らかとなったときは、当社は、電源Ⅱ需給バランス調整力契約を解除できるものいたします。

第8章 その他

1. 上げ単価・下げ単価の設定について

- (1) 契約者は、原則、申出単価（当社の指令に応じる kWh 対価）を毎週火曜日の 14 時までに需給調整市場システムに登録していただきます。なお、申出単価の適用期間は土曜日から翌週金曜日といたします。なお、第5章3（2）cにもとづき燃料制約等を超過した調整力の提供に応じていただく場合、機会費用を加味した V1 単価を設定してください。

※機会費用の考え方については制度設計専門会合等の整理に準ずるものとします。

(2) 従量料金の単価変更

燃料輸送トラブル時、燃料切替時、ユニット効率低下時等、緊急的に変更が必要な場合については、変更協議を行うこととします。ただし、実需給断面を過ぎた時間帯における従量料金の単価については、変更いたしません。

(3) 精算の算定方法

契約者が、当社託送供給等約款にもとづき計画した、当該調整電源等の最経済計画値（発電設備の場合は発電計画、負荷設備の場合は調整力ベースライン）のもと、発電したと見なしたうえで、従量料金の精算は、以下のとおり、30 分単位で算定いたします。なお、調整力ベースラインの設定にあたっては、当社託送供給等約款、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」にもとづく算定といたします。

a 実績値が計画値を上回った場合

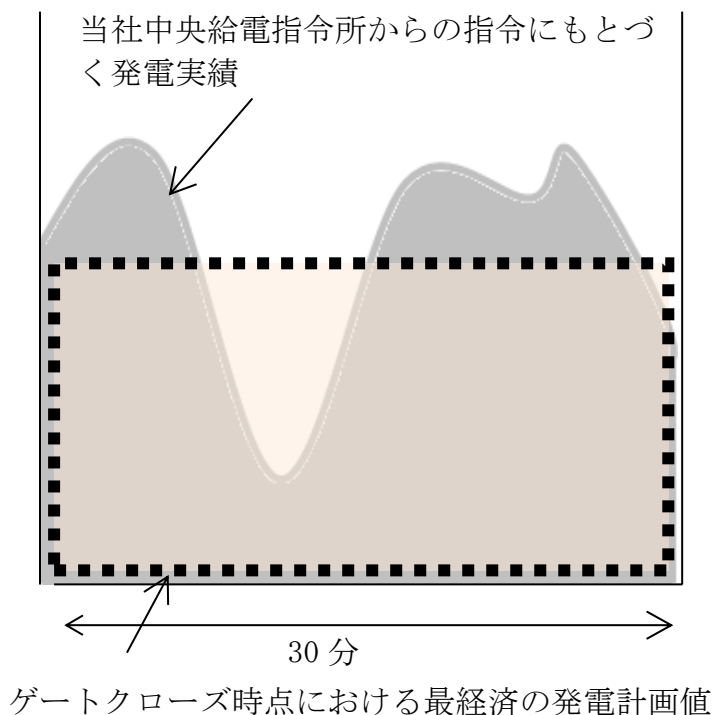
当社は、計画と実績との差分である上げ調整電力量に上げ調整単価（V1）を乗じて算定した従量料金を契約者へお支払いいたします。

b 実績値が計画値を下回った場合

当社は、計画と実績との差分である下げ調整電力量に下げ調整単価（V2）を乗じて算定した従量料金を契約者から受領いたします。

c 実績値と計画値と等しい場合

従量料金の精算は、発生いたしません。



d DR を活用した契約者の場合

a, b, c において、需要実績に当社託送供給等約款における損失率を考慮した値を実績値とします（ $1 / (1 - \text{損失率})$ を乗じます）。

e 当社が最経済の発電計画と異なる起動を指令した場合

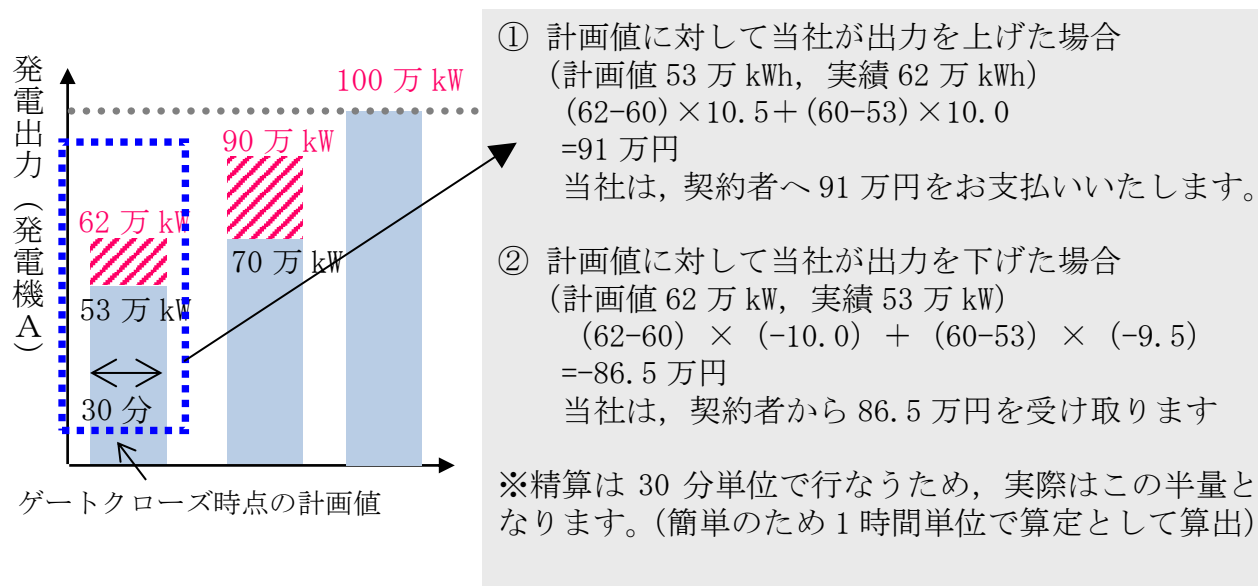
当社は、起動パターン別で、起動回数に起動単価（V3）を乗じて算定した従量料金を契約者へお支払いいたします。また、起動を回避できた場合、当社は、起動回数に起動単価（V3）を乗じて算定した従量料金を契約者から受領いたします。なお、計量単位が発電機単位ではない場合の起動回数のカウント方法は、別途協議により決定いたします。

f 当社の並列指令により発電機点火後、並列キャンセルした場合

当社の並列指令後、当社に起因する何らかの事由により、並列が不要となった場合、当社は、起動単価（V3）を細分化した従量料金を契約者へお支払いいたします。なお、それに伴う起動費用の算定は両者協議のもと、当社で行います。

(4) 従量料金の精算例

- a 上げ調整単価 (V1), 下げ調整単価 (V2) の精算および設定の具体例は、以下のとおり。
- b 一般送配電事業者と事業者の精算イメージ



c V1, V2 設定イメージ

上段: V1 (上げ調整単価)

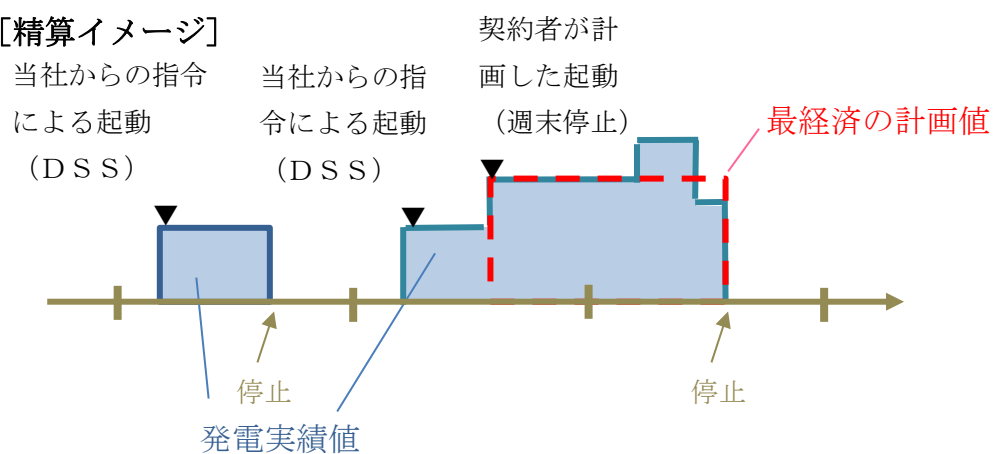
下段: V2 (下げ調整単価)

(円/kWh)

(万 kW)	発電所 (機) A	発電所 (機) B	発電所 (機) C
90 以上~100	12.0	...	...
	-11.5	...	...
80 以上~90 未満	11.0	...	...
	-10.5	...	...
70 以上~80 未満	11.0	...	...
	-10.5	...	...
60 以上~70 未満	10.5	...	...
	-10.0	...	...
50 以上~60 未満	10.0	...	...
	-9.5	...	...

d 起動単価（V3）の精算およびの設定の具体例は、以下のとおりとなります。

〔精算イメージ〕



- ① 契約者が計画した最経済の発電計画にもとづく起動費
 $(200 \text{ 万円} \times 0 \text{ 回}) + (300 \text{ 万円} \times 1 \text{ 回}) = 300 \text{ 万円}$
- ② 発電実績値による起動費
 $(200 \text{ 万円} \times 2 \text{ 回}) + (300 \text{ 万円} \times 0 \text{ 回}) = 400 \text{ 万円}$
- ⇒当社は、契約者へ差分となる 100 万円をお支払いいたします

	BG 計画値 によるカウント	発電実績値 によるカウント	差
DSS からの起動	0 回	2 回	2 回
週末停止からの起動	1 回	0 回	-1 回

起動単価 (V3)

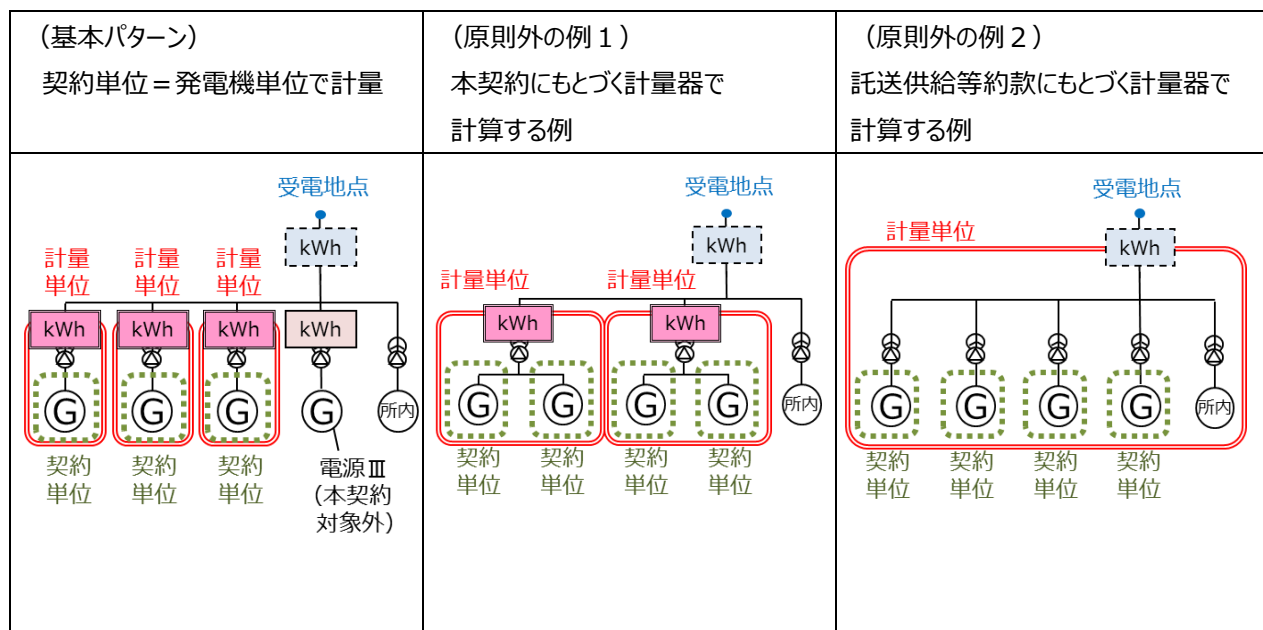
(万円/回)

停止時間（解列～並列まで）	発電所（機）A	発電所（機）B
8 時間以内（DSS）	200	・・・
56 時間以内（週末停止）	300	・・・
・・・	・・・	・・・

(5) 計量単位について（発電設備を活用した契約希望者に限る）

本要綱にあるとおり，原則として発電機単位で契約いたしますので，契約に際して計量器等の設置・取り替えが必要になる場合があります。

計量単位の集約を希望する場合は個別に協議させていただきます。ただし，計量単位に含まれる全ての発電機と本契約を締結し，全ての発電機の調整力提供に関わる従量料金の単価（V1，V2，V4）が同一であること等が条件になります。



 kWh …託送供給等約款に基づく計量器
(発電量調整契約の精算用)

 kWh …本契約に基づく計量器
(本契約の調整電力量精算用)

2. 機能の確認・試験について

(1) 電源Ⅱ需給バランス調整力契約の締結にあたり、満たすべき設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社から以下の対応を求められた場合、契約申込者または契約者はその求めに応じていただきます。

- a 発電機等の試験成績書の写し等、電源等の性能を証明する書類等の提出
- b 当社からのオンライン指令による性能確認試験の実施（簡易指令システム（取引規程（需給調整市場）の通信設備に関する要件を満たすもの）を用いたものを含みます。）
- c 現地調査および現地試験
- d その他、当社が必要と考える対応

以下に各機能の確認・試験内容例を示します。

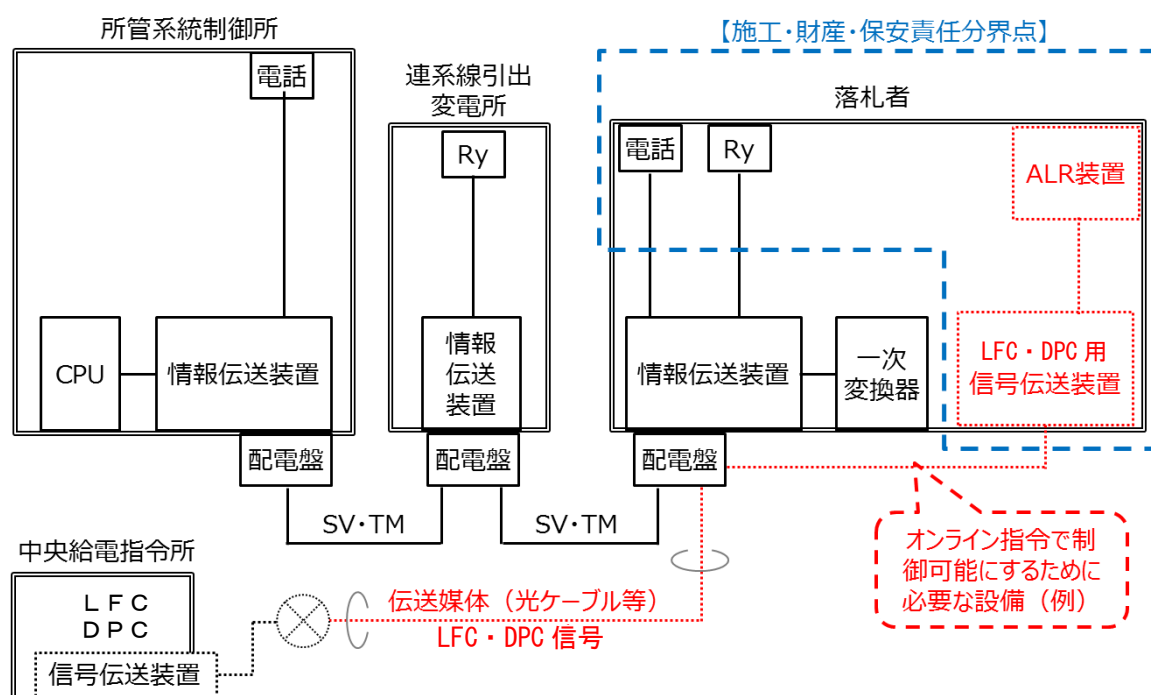
機能	確認・試験内容（例）
DPC 機能 （運転基準出力制御方式）	・電源等出力を変化させ、発電端または送電端出力の平均出力変化速度を計測し、出力変化速度が規定値以上であること。 ・現地での出力設定およびDPCによる当社中央給電指令所との対向試験を実施。
給電情報自動伝送	・当社中央給電指令所との対向試験を実施。
起動時間 （並列～定格出力到達）	・起動指令、ボイラ点火、タービン起動、並列および定格出力に至るまでの各時間を計測する。 ・DSS、週末停止など停止時間の違う場合に分けて、時間を計測する。
上記以外で系統連系技術要件に定める機能	・電源等の性能を証明する書類等の提出で確認する。

3. オンライン指令（簡易指令システム（取引規程（需給調整市場）の通信設備に関する要件を満たすもの）を用いたものを含みます。）で制御可能にするための設備について

(1) 本要綱に定める技術要件を満たすために必要となる、当社からのオンライン指令（簡易指令システム（取引規程（需給調整市場）の通信設備に関する要件を満たすもの）を用いたものを含みます。）で制御可能にするための設備などは、契約者の費用負担にて設置していただきます。また、当社中央給電指令所との間で情報や信号の送受信を行う通信設備については、信頼度確保の観点から、原則として複ルート化して頂きます。通信設備の財産・保安責任分界点の標準的な例を以下に示しますので参照してください。

(2) 費用負担の範囲や負担額、工事の施工区分等、詳細については協議させていただきますので四国電力送配電株式会社 業務部 託送サービスセンターへご相談ください。

（発電設備を活用した契約希望者の設備例（専用線オンライン（監視指令システムを用いたものを除きます。）の場合）



(契約希望者の設備例 (簡易指令システムの場合))

